

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：生活文化スポーツ局

機関名称	東京都男女平等参画審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都男女平等参画基本条例第15条
設置年月日	2000-07-25
機関の目的・所掌内容	行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
委員数	0 名 (うち、女性委員数 0 名) 全委員未選任
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/shingikai/
問い合わせ先	生活文化スポーツ局 都民生活部 男女平等参画課 電話番号：03-5388-3189